

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第29条の表第9条第1項各号列記以外の部分の項中「(法)の右に「第458条第2項,」を加える。

第32条第2号イ中「600,000円」を「800,000円」に,「240,000円」を「320,000円」に改め,同条第3号を削り,同条第4号イ中「第2号イ又は」を削り,同号ウ中「第2号ウ」を「前号ウ」に改め,同号を同条第3号とする。

第33条第1項各号列記以外の部分中「から第4号まで」を「又は第3号」に改め,同項第1号ア中「7,128円」を「7,344円」に改め,同号イ中「17,424円」を「17,952円」に改め,同号ウ中「38,808円」を「39,984円」に改め,同項第2号を削り,同項第3号中「前条第4号」を「前条第3号」に,「15,840円」を「16,320円」に改め,同号を同項第2号とする。

附 則

この規則は,令和3年4月1日から施行する。ただし,第29条の改正規定は,公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)